

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和 2 年 3 月 4 日（水） 午後 3 時 50 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 岩藤委員長・綾城副委員長・林委員・三輪委員・
先野委員・吉津委員・橋本委員・中平委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・佐伯書記
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 28 日）から付託された事件（議案 12 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後 3 時 50 分 閉会 午後 4 時 18 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 2 年 3 月 4 日

総務民生常任委員長

岩 藤 睦 子

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

岩藤委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会での表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。それではこれより、本委員会に付託されました議案 12 件について、審査を行います。

それでは、はじめに、議案第 15 号「長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 それでは議案第 15 号について補足説明を行います。議案参考資料 1 ページからになりますが、長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例につきましては、地方自治法改正により市長や職員、行政委員会の委員等の職務行為について善意かつ重大な過失が無い場合に、条例において賠償の限度額を定めて損害賠償責任の一部を免責することができることとされ、令和 2 年 4 月に施行されることから、条例で必要な事項を定めるものです。なお、条例定める額の算定方法につきましては、議案参考資料 2 ページにかけて掲載していますが、地方自治法施行令で定める参酌基準どおりとしています。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

先野委員 長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について質疑します。ちょっと今、部長の補足説明がありましたが、かなり免責のことというのは法律の関係があり難しいと思いますので、簡単に分かり易く説明していただけたら助かりますが、お願いします。

藤嶋行政係長 若干、補足説明と重複するところもあると思いますが、よろしく願いできたらと思います。補足説明でありましたように、市長それから教育委員、農業委員等の行政委員、そして職員等の市に対する損害賠償責任について、職務を行う上で善意で重大な過失が無いときに限って、その損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免除することができるよう条例で必要な事項を定めるものであります。具体的な免除する額につきましては、これも補足説明でありましたが、地方自治法施行令に参酌基準というものがございまして、これについて準じた形で今回条例の方は設定をしておるところです。具体的に言いますと、原因が発生した日の会計年度におきまして支給される一会計年度の基準給与年額、いわゆるその発生した日の年の給与年額ですね。そ

れに対して第2条の第1号から第4号までにそれぞれの区分に応じて数字を示してありますけれども、その数をかけた、乗じて得た額を控除して賠償の責任を免れるということになってまいります。例えば市長であれば基準年額に対して6という数字が設定してありますので、要は基準給与年額の6年分というのが市長が損害賠償を負う額となりまして、それ以上の金額の場合は免除されると、損害賠償を免除されるということになります。そもそもこの自治法の改正というのが、住民訴訟の関係で4号訴訟といって、住民の方が何か財務会計上の過失があった場合に、市に損害を与えているからそれを損害賠償しなさいというようなことで住民訴訟があったときに民法の適用がされますので、こういった場合にはその損害の全額を負担するようになります。なのでそれではやはり負担が大きいということで、こういう自治法の改正がございまして、それで今回それに応じた形で条例の方を提出させていただいたというところであります。

先野委員 重大な過失の無い場合は、賠償責任を免れるために、10 やったら 6 くらいの基準が定められるという、簡単に言うとそういうことで考えていいんですかね。

藤嶋行政係長 6 年分という形になりますので、例えば市長を例にとりまして、市長の給与年額が 1,000 万円であったということであれば 6,000 万円ほどが上限額になります。限度額になります。ですから例えば、1 億円の損害賠償請求があった場合に 6,000 万円までは賠償するようにはなりますけれども、残りの 4,000 万円というのが免責されるということになります。

先野委員 よく分かりました。この設定数という 6 ですよね、6 年間と今言われたんですけど、これについては市で独自にこの年数というのは多分決められるのではないかと、市独自で。それについてはやっぱり国の法律か何かで 6 ということで決められているということで考えていいんですか。こっちで勝手に 6 年ということを決めたということでもいいんですかね。

藤嶋行政係長 それではお答えします。自治法の施行令は、これは参酌基準という形で示されております。参酌基準というのは地域の実情に応じて異なる内容を定めることも許容するものではあるわけなんですけれども、本市といたしましてはこれを別に設定する特別な理由も無いということと、それと山口県も今回同様な形での条例を提出しておるんですけれども、県であったり他市の状況も見ましても特に別に定めているような状況ではありませんので、そのあたりも踏まえまして市としてこの国の参酌基準どおりとさせていただいたというところであります。

岩藤委員長 他にご質疑はありませんか。

林委員 それでこの長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の第

2 条中にある「市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは」というこの条文というのは、これは誰が判定するのか。

藤嶋行政係長 今のご質問は、誰が判断するかというところでよろしいでしょうか。重過失かどうかの基準というところも含めてお話しあげたいと思うんですけども、重過失かどうかの判断というのは一般的には、違法な職務行為について市に損害を及ぼすことを認識していなくて、かつ認識しなかったことについて著しい不注意が無い場合を言うんですけども、その判断というのは最終的には住民訴訟で裁判所に訴えを起こされるような格好になりますから、そのときの裁判所の判断というのも条例の、適用されるかどうかという判断のひとつになろうかと思っております。以上でよろしいでしょうか。

林委員 と言うことは、第 2 条にあるこの「市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき」というのは、司法が判断するという、裁判所とかそういうところがそれを認定する、認定の可否を問うというのが今の答弁でわかりました。それともう一つ、先ほど冒頭にこの条例の体系というか、この条例を制定するわけけれども、この免責に関する条例は地方自治法の改正に伴うものというご説明がありました。もうちょっとこの立法事実というか、住民訴訟も含めてどういった背景のもとで、この自治法というものが、当該全国の都道府県及び市区町村が準じますので、その立法事実というのは具体的にそういった事案が何らかの形で発生してきて、国会において自治法が改正されたというのが当然考えられるんですけども、何かそういうものがわかりますか。

藤嶋行政係長 それでは、ちょっとわかる範囲にはなりますけれども、お答えさせていただきます。まずこの制度は、先ほども少し説明するときに住民訴訟の損害賠償というのは民法の適用を受けてしまいますので、その損害の全てを負うような形になります。重過失、軽過失をあまり問わないというような形になりますから、かなり負担が大きいと言いますか、例えば何か事業をしたときに何かしらリスクというのが当然あると思うんですけども、そのときのリスク、それを知っていたか知っていなかったかというのはあまり問われなくて、過失が無いということになれば、過失を問わないということになればそういう話になってまいりますので、そうするとやはり萎縮行為と言いますか、多少政策判断をしていくのに一歩踏み切れないとかという問題がひとつあったと。それからもうひとつ、国家賠償法というのがありまして、国家賠償法では職員等に求償する場合は重過失がある場合のみに限っております。対象となるものは異なるわけなんですけれども、同じ行為に対して過失の大きい小さいを無くして損害賠償をするものと、過失があったときだけ求償される、損害を払わないといけないというような若干ものが、何と言いますか、差が出てきておりますので、そこをひとつ埋めるという意味合いもあるというふうに聞いております。

すみません、ちょっと他にも理由はあろうとは思いますが、以上です。

岩藤委員長 他にご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 18 号「長門市固定資産評価審査委員会条例及び長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 議案参考資料 13 ページになりますが、関係法令の名称及び条項の改正に伴う条例改正であって、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 18 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 19 号「長門市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 議案 19 号について補足説明を行います。議案参考資料では 15 ページになりますが、会計年度任用職員制度が令和 2 年度からスタートします。地方公務員法第 31 条の規定に基づく会計年度任用職員のサービスの宣誓につきましては、任用形態、手続が様々であることからサービスの宣誓をそれぞれの職員に相応しい方法で行うことができるよう改正するものです。具体的には条例では新たに職員になった者は任命権者等、上級の公務員の面前において宣誓書に署名することとなっていますが、現在の臨時・非常勤職員が会計年度任用職員に移行した場合に、署名をした宣誓書を提出することで足りるものとする、同一の職員につき再度の任用を行う場合は、先の任用に際して行ったサービスの宣誓をもってこれを行ったと見なすことを考えています。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 今の企画総務部長のお話で何となく、「第 2 条に次の 1 項を加える」の 2 項が付け加わった意味がよくわかりましたが、この「任命権者は、別段の定めをすることができる」規定の意味というのは、どういう意味なんですか。

椎葉人事係長 この規定上の「別段の定め」としているところにつきましては、

特に規則とか訓令等、例規で定めなければならないという意味ではございませんので、先ほど部長が申しましたように面前では難しいのでそういった任用の際にそういった通知をして、文書の提出等に代えるということで行う予定にしております。

林委員 これは確かに会計年度任用職員には一応フルタイムはいないから、どっちかと言ったら今までの形態では臨時・パートの形態ですね。それで会計年度任用職員に移行していくときに、私は確か 9 月定例会の中で身分は非常に不安定なんだけれども、責任だけを負わされるということをやっと若干指摘した記憶がございます。この地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項のこの会計年度任用職員のサービスの宣誓というのは、ちょっと具体的にどういうものなのかちょっと説明してください。書面でもいいんですけども、内容をちょっと言ってもらえますか。

椎葉人事係長 サービスの宣誓につきましては、職員さんと同じものを使う予定にしております。ちょっと宣誓書を読み上げさせていただきます。「私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。私は地方自治の方針に呈するとともに、今後、民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います」ということで宣誓書の方に署名していただきます。

林委員 はい、わかりました。今日午前中の予算委員会で会計年度任用職員に対する私たちが出した決議とか、国にあげた意見書等の内容をしっかり精査した上で、このサービスの宣誓をしていわゆる正職員と変わらない状況になりますので、責任の範囲においては。ただ、待遇の範囲においては別段の違いがありますけど、その辺はしっかりこの条例を施行するにあたっては、今日の午前中の内容をしっかり理解した上で検討してくださいね。これから、いいですか課長。

坂野総務課長 はい、了解いたしました。

岩藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 19 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 20 号「長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 それでは、議案第 20 号について補足説明を行います。議案参考資料では 17 ページになりますが、会計年度任用職員制度創設に伴いまして、特別職非常勤職員の対象となる要件が厳格化されることから、所要の改正を行

うものです。そのほか、福祉関係に係る医師報酬額の均衡を図るため、生活保護嘱託医の報酬額を改定し、長門市長門湯本温泉みらい振興基金の使途の透明性の確保及び運用の適正化を通じて、長門湯本温泉の持続的な観光まちづくりを図るために設置します長門市みらい振興評価委員会委員の報酬額を定めるものです。また、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、従来の農業委員会に関する月額報酬額に農地利用最適化推進に係る活動及び成果の実績に応じた実績加算額を報酬として加算するため、所要の改正を行い、現農業委員会委員等の任期満了を待って、令和2年7月20日から新委員等に適用するものです。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第20号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の方は自席で待機願います。

— 休憩 16 : 14 —

— 再開 16 : 15 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第25号「長門市交通指導員条例を廃止する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 議案第25号について、補足説明を行います。議案参考資料では39ページになりますが、会計年度任用職員制度創設に伴い、特別職非常勤職員の対象となる要件が厳格化され、本条例を廃止するものです。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

岩藤委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第25号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第25号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第27号「新市建設計画の変更について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 議案第27号につきましては、議案参考資料では41ページになりますが、新市建設計画の計画期間を5年間延長することについて、議会の議決を求めるものです。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

岩藤委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第27号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第27号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは、9日、予算決算常任委員会総務民生分科会終了後から審査を行います。本日は、これで延会します。どなたもご苦労様でした。

— 延会 16:18 —